⑹　減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の固定資産ごとの内訳

（単位：円）

区分	種　類	場　所	減損額	備　考
②	水源林	宮城県栗原市　他８契約地	49,785,862	損益外処理
		山梨県韮崎市	1,058,171	損益外処理
		三重県多気郡大台町	2,091,209	損益外処理
		広島県庄原市　他７契約地	29,014,438	損益外処理
		熊本県人吉市　他５契約地	30,477,929	損益外処理
③	土地	埼玉県比企郡鳩山町	139,200,000	損益外処理
④	電話加入権	茨城県つくば市	4,356,000	損益外処理

⑺　回収可能サービス価額

②水源林については、売買契約が成立したため、実際の売却価額を正味売却価額としています。

③土地は不動産鑑定評価額（正常価格）に基づき評価し、④電話加入権は財産評価基準書（国税庁作成、平成26年分）に基づき評価しております。

（リース取引）

オペレーティング・リース取引

貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　29,906,400円

貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　86,721,900円

（資産除去債務関係）

⑴　資産除去債務の概要

当研究所本所の主要な研究棟について、建築材料に石綿等を使用しているため、建物の解体時に法令の定める方法により除去する義務を有しております。

また、林木育種センターの土地について、林野庁と借地契約を締結しております。当該土地上の建物については、建物撤去及び退去に伴う原状回復義務を有しております。

⑵　合理的に見積もることができない旨及びその理由

現在、主務大臣から指示される第３期中期目標（平成23年４月から平成28年３月）において当研究所本所及び林木育種センターの移転、廃止又は解体については明記されておりません。当研究所が作成した第３期中期計画（平成23年４月から平成28年３月）においても、本所及び林木育種センターの移転等は計画しておりません。さらに、当研究所本所が実施する研究及び林木育種センターが実施する林木の新品種開発等は「森林総合研究所法」第11条「業務の範囲」に規定される当研究所の主要業務であり、その移転等については、当研究所の意思決定に加えて関係省庁等の総合的判断を考慮して行なわれるものであり、その時期については現在未確定な状況であります。

以上の理由より、資産除去債務に関連する建物の解体ないし退去の時期を決定することができず、また、現時点で解体ないし退去予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

（不要財産に係る国庫納付関係）

⑴　不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

種類　土地売却代金

金額　2,390,382円

⑵　不要財産となった理由

高知県が施行する高知広域都市計画道路整備事業の用地として独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第48条第１項の規定に基づき、土地（帳簿価額67,240円）を譲渡した収入であり、今後使用する見込みがないため。

⑶　国庫納付等の方法

現金納付

⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

不要財産は、土地の譲渡により生じた現金及び預金であり、当該土地の譲渡収入は2,390,382円です。

⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額

国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用はありません。

⑹　国庫納付等の額

2,390,382円

⑺　国庫納付等が行われた年月日

平成26年４月４日に国庫納付しております。

⑻　減資額

67,240円

（重要な債務負担行為）

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

森林保険業務の承継について

「森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成26年法律第21号）（以下「法律」という。）」に基づき、法律の施行時（平成27年４月１日）に森林保険特別会計を廃止し、その業務を当法人が承継いたしました。

併せて、独立行政法人森林総合研究所法も改正され、森林保険勘定に係る経理については、その他の経理と区分することになっております。

（追加情報）

行政サービス実施コストに準ずる費用関係

独立行政法人会計基準第24の項目には該当しませんが、行政サービス実施コストに準ずる費用は次のとおりであります。

筑波共同利用施設から提供を受けている受益の費用　37,691,097円

利益の処分に関する書類

（単位：円）

区　分	研究・育種勘定	特定地域整備等勘定	水源林勘定	計
Ⅰ　当期未処分利益	108,798,893	92,696,121	411,583,762	613,078,776
当期総利益	108,798,893	92,696,121	411,583,762	613,078,776
Ⅱ　利益処分額				
積立金	108,798,893	92,696,121	411,583,762	613,078,776
計	108,798,893	92,696,121	411,583,762	613,078,776

附属明細書については、独立行政法人通則法第38条第４項第２号に基づき、下記アドレスに電子公告による公告をしております。

http://www.ffpri.affrc.go.jp/koukaijouhou/zaimu/documents/h26zaimu-houjin.pdf